

## 人事院会議議事録

### 会議日

令和3年9月9日 木曜日

### 会議の出席者

川本総裁 立花人事官 古屋人事官  
(幹事) 松尾事務総長、柴崎総括審議官  
(説明員) (給与局)  
一之瀬給与第三課長

### 議題

人事院規則9 6(俸給の調整額)等の一部改正

### 議事の概要

議題「人事院規則9 6(俸給の調整額)等の一部改正」について、担当局から別添のとおり、令和3年度予算に係る組織改正等に伴い、人事院規則9 6等について改正を行うこととしたいと説明があった。

これに対し、同様の人事院規則の改正に当たっては、その背景となる組織改正の必要性をより具体的かつ簡潔に示すことが必要であるとの意見があった。

議題については、三人事官一致で議決された。

人事院規則 9 6（俸給の調整額）等の一部改正について

令和 3 年 9 月 9 日  
給 与 局

令和 3 年度予算に係る組織改正等に伴い、以下の人事院規則の一部改正を行うこととする。

1 人事院規則 9 6（俸給の調整額）

俸給の調整を行う官職等を定めた別表第 1 について、出入国在留管理庁の名古屋、大阪等の各地方出入国在留管理局にも新たに医師が置かれることに伴い、勤務箇所欄の規定を整備する。

2 人事院規則 9 17（俸給の特別調整額）

俸給の特別調整を行う官職等を定めた別表第 1 について、国土交通省の東京航空局及び大阪航空局に総務部次長が新設され、種適用を認めたことに伴い、区分欄の規定を整備する。

3 人事院規則 9 30（特殊勤務手当）

航空管制手当（第 23 条）について、仙台空港事務所及び中部空港事務所で行われていた対空援助業務が新千歳空港事務所又は大阪空港事務所に集約されることとなったことに伴い、同条第 1 項第 5 号及び同条第 2 項の改正を行う。

また、水上等作業手当（第 6 条）について、当該手当の対象となる海上保安庁の救急員の行う応急処置は、これまで救急救命士を補助して行うとされていたところ、救急員単独でも応急処置を行えることとなったことに伴い、同条第 1 項第 4 号の改正を行う。

4 人事院規則 9 55（特地勤務手当等）

1 年を通じて特地勤務手当が支給される官署を定めた別表の一について、国土交通省の大阪航空局奄美空港出張所が廃止されることに伴い、同出張所に係る所在地及び官署欄の規定を削除する。

【公布日・施行日】

令和 3 年 10 月 1 日公布、同日施行

以 上